かわうち 議会だより

第237号
令和５年５月１日

川内村議会事務局
TEL 0240-38-3803
FAX 0240-38-2116

〒979-1292
双葉郡川内村
大字上川内字早渡11-24

新しい川内駐在所の開所式おめでとうございます。ご活躍期待しております。
前列中央が永沼巡査部長です。詳細は21ページをご覧ください。

開所式で応援する
福島警察音楽隊とチアリーダー

開所式を宣言する永沼巡査部長

関係者による開所式のテープカット

目　次

第１回定例会	Ｐ 2
村からの行政報告	Ｐ 5
一般質問６議員登壇	Ｐ 9
第１回及び第２回臨時会	Ｐ 17
トピックス	Ｐ 20
表紙の紹介	Ｐ 21
請願と陳情の方法	Ｐ 22

次の定例会は、6月に開催されます

お気軽に傍聴ください。（定員は30名です）

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。
帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

＊傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。

３月定例会

令和５年度　一般会計当初予算額 47億3,000万円可決!!

令和５年第１回定例会　３月７日から10日まで開催
令和５年度新年度予算、令和４年度補正予算、条例制定及び改正、人事案件など29議案が提出審議され全議案可決！

令和５年第１回議会定例会は、令和５年３月７日から10日までの４日間の会期で開催された。村長から提案された教育長の人事案件、条例の制定、改定、一般会計・特別会計補正予算、新年度当初予算など29議案を審議し、原案どおり可決した。また、３月７日には６名の議員が一般質問を行いました。

可決された議案

◆令和４年度　川内村一般会計補正予算（第７号）

既定の歳入歳出予算の総額に３億7,604万６千円を減額し、予算の総額を82億7,082万２千円とした。

減額となった主な歳出は、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、衛生費、商工費、土木費、教育費、消防費等。

◆令和４年度　川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）

既定の歳入歳出予算の総額に568万円を減額し、予算の総額を５億3,090万８千円とした。

◆令和４度　川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第４号）

既定の歳入歳出予算の総額に540万７千円を減額し、予算の総額を１億6,549万６千円とした。

◆令和４年度　川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

既定の歳入歳出予算の総額に65万円を増額し、予算の総額を１億5,755万４千円とした。

◆令和４年度　川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第５号）

既定の歳入歳出予算の総額に25万円を増額し、予算の総額を４億7,335万８千円とした。

◆令和４年度　川内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

既定の歳入歳出予算の総額に268万円を増額し、予算の総額を7,530万９千円とした。

◆川内村税条例の一部を改正する条例

◆川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◆川内村国民健康保険条例の一部を改正する条例

◆議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◆一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

◆職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

◆村長等の給与の特例に関する条例の制定

◆川内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

◆川内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定

◆川内村いわなの郷、川内村温泉交流施設かわうちの湯及びいわなの郷体験交流館の指定管理者の指定

◆川内村農産物直売所の指定管理者の指定

◆かわうち葬祭センターふるさとの指定管理者の指定

◆損害賠償の額を定めることについて

◆辺地に係る総合整備計画の策定

◆令和５年度　川内村一般会計予算

予算額を47億3,000万円と定めた。

◆令和５年度　川内村国民健康保険事業勘定特別会計予算

予算額を４億5,379万５千円と定めた。

◆令和５年度　川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

予算額を１億4,047万３千円と定めた。

◆令和５年度　川内村介護保険事業勘定特別会計予算

予算額を４億5,759万１千円と定めた。

◆令和５年度　川内村後期高齢者医療特別会計予算

予算額を8,977万２千円と定めた。

◆令和５年度　川内村農業集落排水事業会計予算

今年度より特別会計から企業会計として運用するもの。

収益的収入として１億654万８千円、収益的支出１億152万７千円、資本的収入として２億500

万２千円、資本的支出8,582万６千円と定めた。

◆川内村教育長の任命につき同意を求めることについて

新たな教育長に上川内字長網27番地、堀本　晋一郎　氏を選任、任期は令和５年４月１日から３年間（全員賛成で同意）

◆人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

人権擁護委員に下川内字吉ノ田和10番地１、高野　政義　氏を再任、任期は令和５年７月１日から３年間

令和５年度 一般会計及び特別会計 当初予算

（単位：千円）

会計別		令和５年度	前年度	比較
一般会計		4,730,000	4,280,000	450,000
特別会計	国民健康保険	453,795	478,078	△24,283
	国保直営診療所	140,473	143,711	△3,238
	介護保険事業	457,591	440,537	17,054
	後期高齢者医療	89,772	71,239	18,533
	計	1,141,631	1,133,565	8,066
合計		5,871,631	5,413,565	458,066

※農業集落排水事業は特別会計から企業会計へ移行したため、計上しておりません。

令和５年度の主な事業

○第７区集会所建設事業　55,000千円
第７区集会所の老朽化に伴う新築工事

○役場庁舎等整備基本設計委託　41,800千円
役場庁舎移転に伴う基本設計

○村民号事業　8,810千円
村民号実施にかかる委託経費等

○住宅取得等支援事業補助金　10,200千円
新築・増改築・中古住宅取得補助金

○脱炭素推進事業　20,649千円
脱炭素ビジョン策定業務委託・補助金

○消防団施設建設事業　96,800千円
第２分団屯所建設工事

○いわなの郷屋外トイレ・交流館トイレ改修　31,650千円
トイレ改修設計・工事

○地域魅力向上情報発信事業　25,000千円
ＷＥＢ新聞広告・地域情報発信委託

村からの行政報告

それでは、行政報告として12月定例議会後の村の状況等を報告させていただきます。

はじめに、要望活動でありますが、１月16日には、渡辺博道（わたなべ　ひろみち）復興大臣が来庁され、渡邉一夫議長にも同席をいただき、国の責務として復興・創生支援の継続の他、林業再開、物価高騰対策等計９項目について、要望を行いました。

また、１月20日には、復興庁の竹谷としこ（たけや　としこ）復興副大臣と面会し、地域に寄り添った支援、電気料金高騰に対する支援等について要望を行いました。

次に、復興政策10年振り返り有識者会議についてですが、有識者会議はこれまでの復興10年間を振り返り、復興に係る制度や組織、取り組み、現状と課題、評価をとりまとめ、東日本大震災の教訓を今後の大規模災害に活かすことを目的としているものです。

有識者会議には、渡辺復興大臣の挨拶の後、岩手県宮古市山本市長、宮城県南三陸町佐藤町長、そして福島県から私が招かれ、各々意見陳述を行いました。私からは、被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、原子力災害固有の対応、協働と承継、復興を支える仕組みなどのテーマに添って振り返り意見を述べました。

次に、令和５年川内村消防団・婦人消防隊による出初式を令和５年１月９日に村体育センターにおいて、関係機関からの来賓の方々をお迎えし消防団員31名、婦人消防隊21名が参列し挙行されました。

今年は例年と比べ、新春の比較的穏やかな天候の中で、コロナ禍ではありましたが、感染対策を講じ、凛とした空気の中で通常点検を行い、規律正しく服装の乱れもなく、日頃より消防活動に精進されている姿が感じられた式でありました。

次に、恒例の企業合同賀詞交歓会は、議長はじめ議員皆様にもご参加いただき、１月10日いわなの郷体験交流館で開催いたしました。当日は、雪降りであいにくの天候でありましたが、村内事業者及び国・県の関係者約60名が集い、新年の顔合わせの絶好の機会となりました。コロナ禍のため昨年同様、人数や時間を制限し飲食を控え、感染防止を徹底し開催しております。企業活動紹介では、昨年からワインの販売を開始した「かわうちワイン株式会社」の遠藤統括マネージャーから事業の取組内容の説明と、昨年プレオープンした「古民家カフェ　秋風舎」代表　志賀風夏氏からこれまでの経緯と今後の計画についての紹介がありました。この活動内容の情報提供により、各事業者の新たな取組の参考になったものと感じております。

次に、去る１月13日から22日までの10日間、東京ドームで開催された「ふるさと祭り東京2023」の「福島応援ブース」に出展いたしました。本イベントへの参加は、復興庁の補助メニューを活用した情報発信事業の一環としてであり、本村の情報を発信するとともに、原発事故による風評を払拭し食の安全をＰＲすることを目的に参加いたしました。「ふるさと祭り東京2023」は、全国各地の祭りと名産品を楽しめる大型物産イベントで、約300のブースが出展し、10日間で約34万人の来場者が訪れました。 本村ブースでは、特産品である「いわなの塩焼き」や「しいたけ焼き」、「凍み餅」、「かわうちワイン」などの販売を行い多くの方々に購入いただいたと報告を受けております。イベント初日のセレモニーでは、特設ステージにモリタロウとともに登壇し、

川内村の魅力や特産品などをＰＲさせていただきました。また、イベント二日目には、西村経済産業大臣や太田経済産業副大臣が川内ブースを視察され、特産品を購入いただきました。今回のイベントを通じて、川内村を知って関心をもっていただき、関係人口・交流人口の拡大や移住・定住につながっていくことを期待しております。

【教育行政報告】

前回以降の教育委員会の行政報告をいたします。

先ず１点目は、「村重要文化財の指定について」であります。

下川内字宮渡１－５に祭祀されている五社八幡神社の社殿を、本年１月24日付で村重要文化財に指定しました。同神社は、康平年中（1060年頃）源頼義が奥州征伐の際憩息あるいは張陣した場所に、後の人が八幡宮の宮社を建て勧請したとの伝承があり、五社山山頂に祀られたものを平成29年に現在地に遷宮されたものであります。

その社殿は、一間社流屋根見世棚造り、腰組み四面総彫刻の素木造りで、拝部分に雲板懸魚、向拝に組斗栱と皿斗がつき、手挟みは花籠彫り、妻部分に獅子と牡丹、武者絵が見られ、また、右側胴には板彫りの鵜が、左側には騎馬武者が彫刻されております。

当該社殿は、長く地元住民によって保存継承されてきたもので、保存状態もよくその文化的価値から今般の指定に至ったものでございます。

２点目は、「文化財防火訓練の実施について」であります。

本訓練は、昭和24年１月26日に法隆寺金堂壁画が焼失したことを契機に文化財防火デーが制定され、昭和30年から全国で実施されているもので、今年は下川内字原133の地蔵院多寶寺において実施したものであります。本寺は、鎌倉時代の1265年に創建され、梵鐘、山門は村の重要文化財に指定されており、消防団本団、地元分団、婦人消防隊、富岡消防署川内出張所及び地元住民の協力のもと、それぞれの役割分担と連携を確認したところでございます。

３点目は、「第19回健康づくりソフトバレーボール大会の開催について」であります。

冬季の恒例行事になった本大会は、ソフトバレーボールの普及、村民の交流と体力・健康づくり推進を目的に２月19日に村民体育センターで、スポーツ少年団の児童から高齢者までの13チーム、77名が参加して、和気藹々の中にも冬季の運動不足解消に汗を流す機会になりました。

４点目は、「福島大学長への要望活動について」であります。

双葉地区教育長会として、２月24日に福島大学長への要望活動を行いました。当教育長会は、同大学人間発達文化学類と昨年５月９日に包括支援協定を締結しており、その運用状況の報告と近年の教員志願者減少によって、教育現場は産休等の長期休業者の補充に支障を来していることから、同大学の教員志望学生に対する協力と支援、さらには双葉郡教育復興ビジョン推進協議会委員の継続的派遣等について要望したものであります。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

各議員による採決状況

議案番号	議案名と内容	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	議長
		議決結果	佐久間武雄	高野　政義	井出　茂	坪井　利之	久保田裕樹	高野　恒大	井出　剛弘	松本　勝夫	新妻　幸子	渡邉　一夫
4	令和４年度川内村一般会計補正予算可決（第７号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
5	令和４年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
6	令和４年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第４号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
7	令和４年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
8	令和４年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第５号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
9	令和４年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
10	川内村税条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
11	川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
12	川内村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
13	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
14	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
15	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
16	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
17	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
18	村長等の給与の特例に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－

議案番号	議案名と内容	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	議長
		議決結果	佐久間武雄	高野政義	井出茂	坪井利之	久保田裕樹	高野恒大	井出剛弘	松本勝夫	新妻幸子	渡邉一夫
19	川内村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
20	川内村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
21	川内村いわなの郷、川内村温泉交流施設かわうちの湯及びいわなの郷体験交流館の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
22	川内村農産物直売所の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
23	かわうち葬祭センターふるさとの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
24	損害賠償の額を定めることについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
25	辺地に係る総合整備計画の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
26	令和５年度川内村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
27	令和５年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
28	令和５年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
29	令和５年度川内村介護保険事業勘定特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
30	令和５年度川内村後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
31	令和５年度川内村農業集落排水事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
32	川内村教育長の任命につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
諮問１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	可決	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－

※諮問１号において高野政義議員は除斥対象のため採決には参加できません。

ここを質す 村政を問う 一般質問

一般質問 6名の議員が村の考えを質す

今定例会の一般質問は、３月７日に行いました。議員６名から12件の通告があり、圃場整備や原子力損害賠償、空き家対策、高速道路無料措置の延長、草野心平記念館等に関して下記項目について質しました。

各議員からの質問内容は、次のとおりです。

以下、質問と答弁を登壇した順にお知らせします。

○一般質問の内容

通告順	議　員	質　問　事　項
1	井　出　剛　弘	1．圃場整備について 2．県道・富岡大越線について
2	坪　井　利　之	1．原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第五次追補について 2．いわなの郷遊具設置について 3．テニスコート整備について
3	高　野　恒　大	1．空き家対策について 2．中山間地域の農村環境整備について
4	新　妻　幸　子	1．学校給食について
5	久保田裕樹	1．高速道路無料措置の期間延長及び制度適正化措置の実施について 2．新盆の新生活運動への更なる取り組みについて
6	高　野　政　義	1．かわうち草野心平記念館について 2．民具などの収集保存について

※一般質問は、一問一答方式で行われ質問者の持ち時間は60分以内で行われました。

ここが聞きたい　議員６名が登壇

井出　剛弘議員

圃場整備について

質 原子力災害被災12市町村農家支援事業として、平成30年３月の定例会で、圃場整備の質問させていただきましたが、現在、本村の計画が決定されたとお聞きしております。隣接町村においては、事業が早々に開始されているところもあるようです。

本村では、全体で事業箇所が何箇所予定されているのか、また、その面積と個人に係る負担金等がどのようになるのか村長にお伺いします。

答 １点目の圃場整備についてでありますが、本村で行われる圃場整備の名称は、「県営川内地区土地改良事業」として実施されます。昨年３月より土地改良法に基づく手続きに着手し、７月からは関係する農家の同意徴集を行ってきたところであります。10月には福島県に申請を行い、先月事業計画が決定した旨、県報に公告されました。現在、事業計画書の縦覧等最後の手続きを行っており、このまま進めば今月23日に事業計画が確定する予定となっております。

本事業では、第１行政区から第５行政区までの農地等約60・３haが事業の対象となっており、それを６工区に分けて設定されております。

個人に係る負担金につきましては、工事に係る農家負担金はありませんが、工事竣工後の土地を換地する際に、換地清算金が生じる場合があります。これは換地による不均衡を金銭で清算するというものであり、事業に伴って金銭支出が伴う場合があることはご理解願います。

県道・富岡大越線について

質 東日本大震災後に大滝根航空自衛隊基地への入口道路から続ヶ滝の間の拡幅工事により、道路周辺の立木の伐採等々が整備され、通行者も安堵しております。同じ県道でも田村市に入ると状況が一転して変わって見受けられ、道路周辺の立木が多く急なカーブも多く、見通しが悪く過去には死亡者が出る交通事故も発生しており、立木の伐採等の対策が必要と考えます。

この件について、田村市と連携し整備すべきと考えますが、村長の考えを伺います。

答 ２点目の、県道・富岡大越線についてでありますが、議員ご質問のとおり、県道富岡大越線は川内村民にとりましては生活道として、また、有事の際の緊急時の避難道として重要な路線と考えております。

東日本大震災以後、航空自衛隊大

航空自衛隊大滝根基地入口より、村内側の県道・富岡大越線数百メートル間の立木が伐採され交通の視認性が確保されたが、田村市側の立木は未整備となっている。

滝根分屯基地入口から続ケ滝間と田村市側の一部については、福島県に要望を行い拡幅工事が実施されました。また、川内村側の立木については一昨年から県道の冬季間の日照の確保や倒木を未然に防止するため村事業として立木伐採を進めさせて頂いております。

しかしながら、田村市側については立木が多く急勾配で急カーブが連続し、特に冬季間において大変危険な状況であり、先般田村市長と整備の必要性について認識を共有させて頂いたところであり、福島県に対し、県道富岡大越線の整備についての要望活動を川内村と田村市の合同で行うことを確認させて頂きました。

ここが聞きたい　議員6名が登壇

坪井　利之議員

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第五次追補について

質　原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）が示され、東京電力はこの中間指針第五次追補に示された内容を踏まえて、具体的な対象範囲、賠償額を1月31日に公表しましたが、次の項目について伺います。

①　川内村民に対する具体的な対象範囲、賠償額及び前回の賠償額から追加になる項目の詳細を伺います。

②　川内村民の方が震災後に死亡された場合の賠償の請求権はどうなるのか伺います。

③　今回の中間指針において、これまで認められない項目も賠償対象になるものが出てきています。行政に対する賠償として、川内村が新たな項目で賠償請求を検討しているか伺います。

④　川内村は地域によって賠償額に多額の差が生じ村民間に複雑な感情が起こると推察します。これは川内村の復興に大きな妨げになると思いますが、同一市町村の賠償は同一金額で行うことが望ましいと思うが、村の対応を伺います。

答　原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第五次追補についてでありますが、前回の第四次追補の決定・公表以降、東京電力ホールディングス株式会社による直接の賠償や、原子力損害賠償紛争解決センター（ＡＤＲセンター）による和解の仲介による賠償が進む一方で、各地で提起された訴訟も進行し、令和４年３月の最高裁判所決定により、７つの集団訴訟における東京電力株式会社の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定しました。これら７つの判決において認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額が審査会の指針が示す目安と異なる部分があったことなどから審査会が立ち上げられ審査した結果第五次追補がなされたと理解しております。

１つ目の、具体的な対象範囲、賠償額及び追加項目についてでありますが、対象範囲については、居住制限区域、避難指示解除準備区域の福島第一原子力発電所から20キロ圏内の範囲で追加賠償額は過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害２５０万円であります。

緊急時避難準備区域についての追加賠償額は生活基盤変容による精神的損害50万円であります。

その他、政府の避難指示等を受けて自主的避難等対象区域に一定程度滞在した期間などによっても、健康不安を基礎とする精神的損害についての追加賠償等が追加されており、年齢や当時妊娠していたかどうか

ここが聞きたい　議員６名が登壇

や、お一人お一人の避難の状況等によっても追加賠償額は変わることになっているようであります。

２つ目の震災後に死亡された場合の賠償請求権については、東京電力の追加賠償基準の概要では示されておりませんので、東京電力に確認したところ検討中とのことであります。

３つ目の行政に対する新たな賠償については、今回の第五次追補では示されませんでしたが、村としましては現在20キロ圏内の公有地や建物の財物賠償請求の準備をしているところであります。

４つ目の同一市町村の賠償は同一金額であることが望ましいについてでありますが、今回の見直しにより過酷避難状況による精神的損害や生活基盤喪失・変容による精神的損害などの新たな基準が設けられ、賠償につながることは、数次にわたる要望活動でも申し上げ、本村も会員となっている福島県原子力損害対策協議会においても、原子力損害賠償紛争審議会に対し「指針」の追加を要望してきたことであり、被災地にとっては評価すべきことと思っております。

しかし、一方では地域間で軋轢が生じてしまった経緯もあり、議員ご質問のとおり、今回改めて地域間の複雑な感情が生じてしまう懸念があります。

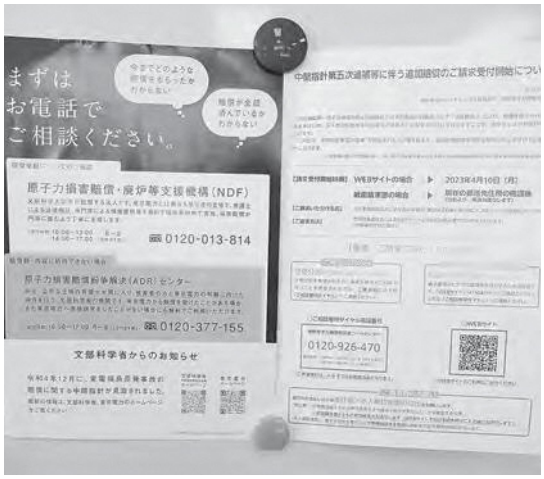

４月の広報かわうちを配布のとき、併せて対象全世帯に配布した原子力損害賠償のチラシ。今回の質問では、この追加賠償で再度、地域間の軋轢等が心配されている。

りますので、村としましては東京電力に対し地域の事情や住民の声を丁寧に聞き、最後の一人までしっかりと対応するよう要望してまいります。

いわなの郷遊具設置について

質　令和４年第１回定例会において、いわなの郷に幼児や低学年の子供たちが遊ぶ規模の遊具であれば整備の検討をして頂けるとの事でしたが、その後の進捗状況を伺います。

答　２点目のいわなの郷遊具設置についてでありますが、新年度から補助事業を活用し、いわなの郷周辺の整備事業を計画しております。計画ではキャンプ場整備や屋外トイレ棟の改修工事を予定しておりますが、遊具の設置については、施設の指定管理者である「㈱あぶくま川内」と検討いたしましたが、現在はキャンプの利用者が多いことから敷地内のスペースはキャンプ場として活用し、遊具の設置について現時点では見合わせているところであります。今後も利用者のニーズに応える施設整備を進めてまいりたいと考えております。

テニスコート整備について

質　国道３９９号線改良工事により川内村のテニスコートが撤去されましたが、早期のテニスコート整備が必要と考えるが村の対応を伺います。

答　３点目の、テニスコートの整備でありますが、県道小野富岡線（国道３９９号線）改良工事によるテニスコート解体情報があった際、事前の整備について検討したところ、当時旧中学校校舎を役場庁舎に活用する案もあって、旧富岡高校川内校の校庭も含めた総合整備計画の策定が必要とのことから、事前整備に至らなかった経緯があります。

その後、役場庁舎の整備については検討が進んでおりますので、整備計画が確定次第テニスコートの整備について検討してまいります。

ここが聞きたい　議員6名が登壇

高野　恒大議員

空き家対策について

質　本村は、少子高齢化による過疎化の傾向が著しく、若者定住や地域の活性化は重要な課題であります。村当局におかれましては、定住者への住環境を提供するため、村営住宅の整備や空き家の利活用事業を推進されております。令和３年３月議会定例会において、空き家の有効活用について質問をさせていただきましたが、再度、次の点について質問させていただきます。

①　空き家の調査が終了したとの報告を受けましたが、現在までの進捗状況と今後の対策についてお伺いします。

②　空き家を調査した結果、ほとんどの空き家は修繕が必要との事ですが、維持管理されないまま相当年数が経過し、修繕が不可能な物件も多数あると考えられます。

このような物件については、周囲への環境に悪影響を及ぼすことが予想されます。

したがって、行政主導により解体等の対策が必要と考えますが、村長のお考えをお伺いします。

答　1点目の、空き家対策についてでありますが一つ目の空き家調査後の現在までの進捗状況と今後の対策につきまして、村では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向け、村内における住宅確保や不動産利活用に寄与することを目的として、平成30年度に「川内村空き家・空き地バンク実施要綱」を制定し、空き家・空き地バンクの事業を開始したところであります。

令和２年度からは、「川内村空き家・空き地バンクの運営業務」事業を一般社団法人かわうちラボへ委託して実施しております。

令和３年度には、福島再生加速化交付金を活用し、移住・定住促進施策の強化策として、「川内村空き家等調査業務」を実施、村内の空き家119件について調査したところであります。

令和４年度からは、空き家所有者の負担軽減を図り、空き家物件の登録増をめざすため、「川内村空き家バンク登録促進等事業補助金」を創設し、運用しております。

今後の空き家の利活用としては、「川内村空き家バンク登録促進等事業」のさらなる周知や空き家の創出、流動化に向けた環境をつくっていくことが必要と考えております。現行の貸主支援メニューの充実や貸主への支援も行っていくことで空き家が流動化していけるよう考えていきたいと思います。

二つ目の、行政主導による解体等への対応につきましては、令和４年９月議会定例会においても答弁させていただいておりますが、国が平成26年度に定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家については空き家等の所有者が、適切な管理を行うことを定められておりますので、村としましては、所有者の方々に対し家屋を含めた不動産等を適正に管理していただくよう周知し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう家屋等の管理を適正に実施していただくようお願いをして参りたいと考えております。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法においては、行政による代執行が認められておりますが、その際に要した費用につきましては、所有者等に負担を求めることとなりますので、その前段で子育て世帯や移住者、二地域居住者等への空き家の流動化を進め、福島県の「住んでふくしま空き家対策総合支援事業」による建て替え時の解体工事費補助金の活用等により対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

ここが聞きたい　議員６名が登壇

中山間地域の農村環境整備について

質 中山間地域の農村環境については、全国的に過疎化が進んでおり、その環境保全が課題となっております。

本村においても例外ではなく、平成12年度から開始され中山間地域等直接支払制度を活用しながら、行政区単位で農地等の環境保全を行ってきました。

しかしながら、担い手不足や高齢化が深刻化し集落活動が低下してきております。また、本村では高齢者世帯が多く、生活に関する支援も必要な状況が見受けられます。

そこで、次の点について質問させていただきます。農地や水路等の保全と併せ、生活支援をはじめとした地域コミュニティの育成が必要と考えますが、村長のお考えを伺います。

答 次に中山間地域の農村環境整備についてですが、議員ご指摘のとおり、中山間地域の農村環境については、過疎化が進んでおり、その環境保全が課題になっております。本村においても例外ではなく、農業や林業等基幹産業において、担い手不足や高齢化が深刻化しており、コミュニティの維持が難しくなってきている地域が出てきていることは承知しております。

農地や水路の保全、中山間事業など各区の役員が担当している箇所が多く、担い手不足による過疎化の課題が浮き彫りとなっている。地域の維持管理は最大の課題のひとつとなっている。

村としては、持続的可能な魅力あふれる村づくりを進めるため、住民すべてが安心して自立した生活を送ることができる環境づくりのため、村内自治の維持に向けた住民との対話を行い、より良い暮らしの実現に向け、住民との協働により地域コミュニティの育成を進めてまいります。

◆◆◆◆◆◆◆

新妻　幸子議員

学校給食について

質 近年に無い物価高が心配されている昨今、家庭生活においても多少の影響が懸念されております。川内村における学校給食に関する質問を致します。

現在、川内村の学校給食では地元の食材、野菜等の使用はどの程度されているのか伺います。県内の学校給食で活用された県産食材の今年度の割合は、49・3％となり過去最高を更新したとの報道がありました。更に食育や地産地消の観点から、広野町、喜多方では教育委員会が積極的に地元の生産者と連絡を密にしながら調達している様です。

学校給食で昔ながらの郷土料理、地元の美味しい食材に触れることは、食育の向上に意義深いものが有ると思います。村ではどのように考えているのか質問いたします。

答 現在の学校給食における川内村産食材の活用は、米と椎茸であります。従来は、豆腐も使用しておりましたが、諸事情によって現在は使用供給できなくなっております。

学校給食は給食を通して郷土料理や地元食材を知り、味わうことで食育や地域へのアイデンティティを高める効果を期待できることはご質問の通りでありますので、今後も郷土料理や行事食と共に村産品の活用に努めて参ります。

ここが聞きたい　議員６名が登壇

久保田　裕樹議員

高速道路無料措置の期間延長及び制度適正化措置の実施について

質　国土交通省のプレスリリースによると、原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和６年３月31日までの延長を告げるものでしたが、利用目的や被災地域の限定を予定するなど、当初、閣僚が約束した『双葉は一つ』との下、８ヶ町村等しく対応して行くとの約束は一体何処へ消えてしまったのか失望するとともに怒りが込み上げて来ました。この措置について、村長のお考えを伺います。

答　東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年４月１日より政府として避難を指示又は勧奨した区域等に住んでいた避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施されております。

令和５年１月31日に国土交通省が公表した本措置に対する内容としましては、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、令和５年３月末まで実施することとしておりました高速道路の無料化措置を、令和６年３月末まで延長することが示されました。

その際、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用も散見されるということから制度趣旨に合った適切な利用となるよう検討した結果、令和５年秋以降に更新予定となるカードから、利用目的を確認するためからも申請区間に限り無料措置の対象とする、との運用方針が示されました。

今回の発表では、当村の他、広野町、楢葉町は既に避難指示が解除された区域として、申請した区間に限り無料措置を受けることができる事となり、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町と葛尾村においてはいまだに避難指示が解除されていないとして区間申請のない無料化措置が継続されるということになるようです。

議員もご承知のとおり、双葉郡８町村の状況は各々異なっており、制度の趣旨を踏まえますと、今回、国が示した考え方を理解せざるをえないと思っております。

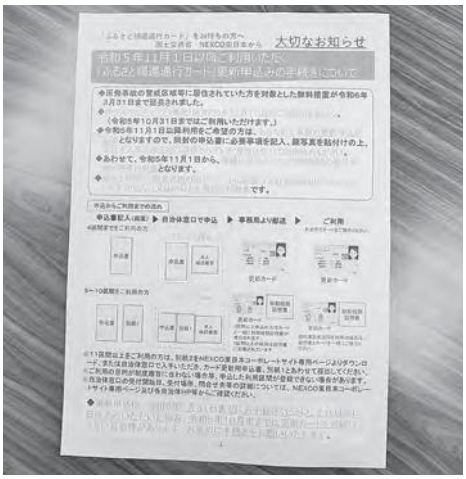

高速道路無料化措置により「ふるさと帰還通行カード」更新申込みの手続についてのお知らせ。令和５年11月１日以降の利用については、今回の更新手続きを行わないと利用できない。

新盆の新生活運動への更なる取り組みについて

質　昨年もご検討頂きました、新盆における新生活運動について、村民の方々から更なる改革が必要との要望により、本年も行政と共に検討し、より良い生活のため取り組んで行きたいと考えますが執行側のお考えを伺います。

答　２点目の、新盆の新生活運動への更なる取り組みについてでありますが、昨年９月第３回定例議会におきましてもご質問をいただき、答弁申し上げましたが、議会、区長会、老人会、婦人会において協議をされた４項目の推進目標につきましては、少しづつ新生活運動として普及してきていると理解しております。

このお盆の時期に、物故者への哀悼の意とご冥福をお祈りすることは、まさに個人個人がその人の考えに基づいてなされるものと考えておりますので、村としても情報発信等を通じて広報していきたいと思っております。

ここが聞きたい　議員６名が登壇

高野　政義議員

かわうち草野心平記念館について

質 かわうち草野心平記念館条例に基づく、かわうち草野心平記念館は、文化財の保存などを目的に設置されています。記念館の新たな資料の収集は、寄贈と展覧する目的の委託となっていますが、ここ10年間に資料の収集は何件あったのかお伺いします。

答 先ず、１点目のかわうち草野心平記念館についてでありますが、ここ10年間の資料の収集については、購入２点、寄贈６点であります。

平成27年に第53回歴程賞受賞と共に副賞50万円をいただき、それを財源原資に郡山市在住画家の天山文庫と平伏沼を題材にした絵画２点を購入いたしました。寄贈については、三鷹市在住の篤志（とくし）家から棟方志功作の版画６点の寄贈を受け、心平記念館に展示しております。

令和元年12月に旧あぶくま民芸館から名称変更となったかわうち草野心平記念館。現在は、草野心平先生に関連するものが主に資料収集され展示となっている。議員からは再度、民芸品の収集展示を要望する声があがった。

民具などの収集保存について

質 村内には、先人が農林業などで使用していた国や県の民族文化財にも指定されるような民具が多くあると思います。大震災と原発事故に伴い避難などにより一部の古民家が壊され、民具なども処分されていると思います。山村の営みを伝えるため、川内村の財産として民具に対する村民の思いを形として残しながら、収集を行い整理し保存すべきと思いますが、村の考えをお伺いします。

答 ２点目の「民具などの収集保存について」は、従来以前は阿武隈民芸館がその役割を担って参りましたが、平成22年に同館を改装して「かわうち草野心平記念館」としてオープンしたことに伴い、従来の収蔵品については順次返却し、平成29年には再度返却手続きを進めるとともに引き取り手がなく劣化したものについては処分した経緯があります。

議員のご主旨は理解できますが、改めて再収集した場合には保存や展示、管理等も併せて考えていかなければならないことから、このことについては今後の検討課題として承りたいと思っております。

令和5年　第1回臨時会　2月7日開催

令和４年度一般会計補正予算、２特別会計補正予算の３議案が可決成立

令和５年第１回議会臨時会は、２月７日開催されました。本臨時会では、令和４年度一般会計補正予算、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算、介護保険事業勘定特別会計補正予算の３議案が審議され、原案どおり可決されました。

可決された議案

◆議案第１号　令和４年度川内村一般会計補正予算（第６号）

◆議案第２号　令和４年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第３号）

◆議案第３号　令和４年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）

【議案の主な内容】

・電気・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、村民一人当たり２万円の商品券を給付するため委託料等5,139万４千円を補正計上したもの

・農業基盤整備促進事業を基金化事業とするため１億1,361万１千円を積み立てるもの

・議案第２号及び第３号においては、職員の給与改定に伴い各種手当、共済組合負担金を増額するもの

令和5年　第2回臨時会　3月29日開催

条例改正、変更契約関係等の５議案が可決成立

令和５年第２回議会臨時会は、３月29日開催された。本臨時会では、条例改正１件、変更契約等４件の５議案が審議され、原案どおり可決されました。また、川内村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、議員発議による川内村議会の個人情報の保護に関する条例が可決されました。

可決された議案

◆議案第33号　川内村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

◆議案第34号　工事請負変更契約の締結について（第38号　農地等災害復旧工事（早渡南橋梁））

◆議案第35号　工事請負変更契約の締結について（第39号　農地等災害復旧工事（瀬耳上橋梁））

◆議案第36号　工事請負変更契約の締結について（第16号　川内村醸造施設駐車場及びアクセス道路整備工事）

◆議案第37号　村道路線の変更について

◇◇◇◇ かわうち議会報 ◇◇◇◇

秋元 正 教育長がご退任になりました

秋元　正　教育長が令和５年３月31日付けでご退任されました。

３期10年間、震災直後から教育行政の面で村長の補佐をされ、川内小中学園の開校に向けてご尽力いただきました。議会でも丁寧にご対応いただきました。退任後は、見かけたら気軽に挨拶してほしいとのことですが、健康に留意され退任後を過していただきたいと思います。

お疲れ様でした。

田ノ入工業団地の進展を説明

令和５年２月７日（火）に開催された臨時会の議会全員協議会において、田ノ入工業団地に進出企業のミヤマムン社長から、工場建設の進展について説明がありました。

ミヤ社長の説明【要約】

１年前に議員の皆さんに事業の継続を説明し、今回、やっと事業再開ができるところまできた。当初建設予定のカット野菜工場から変更し、別内容で事業をすることとし、川内村にある企業のニーズさんと提携しパートナーシップとして事業を進展することになりました。工場の建設も現在地（建設が中断している場所）で、機械などの調達が順調であれば６月頃から再開する予定です。との説明がありました。

これに対し、議員からは、「パートナーシップの企業の意見を聞きたい」「再開に向けた事業行程を可視化してほしい」「安定的な情報を出してほしい」と事業内容の詳細を求める意見や「関連企業の方向性はどうか」「村民の信頼を損ねている」との厳しい意見もみられました。また、前回の説明会で質問があった財源の確保については、国の補助金申請は取り下げ、全て自己資金で行うとの説明がありました。

議会としては「進出企業として村にとっても成果が必要である」「責任をもって対応し全力を尽くしてほしい」と期待する意見の中、今後の事業展開を引き続き注視することになりますが、早急な工事の再開と村民の雇用の場の確保を期待したいと思います。

Topics

◎ふる里川内会総会に出席しました

関係者も含めると約100名の参加者が懇親会で賑わった会場

令和５年２月25日（土）、東京グリーンパレスにおいて、ふる里かわうち会総会が開催され、９名の議員が出席しました。

この会は、村内出身者や関係者で構成されており、総会では村の現況や事業の取り組み、村外への情報発信等が報告説明されました。

また、総会後の懇親会では出席者同士が懐かしい思い出や村の未来について語りあうなど盛況のうちに終了しました。

村外関係者と談笑する渡邉議長（右）

参加者と和気あいあいと井出剛弘議員（左）

郡山在住で、かわうちマラソンの応援歌を作曲したシンガーも会場を盛り上げていただきました

Topics

◎新年度予算説明を実施

今回の３月定例会において、３月８日、９日の２日間に令和５年度の新年度予算に関し、各担当部署より事業内容説明を受けました。この説明会が予算議決の重要な判断となるため、議員は疑問点などの質問を行い事業内容の詳細を確認します。

新年度予算の事業内容をチェックする議員

事業の詳細を説明する建設課職員

表紙の紹介

表紙の写真は、４月18日（火）に新しくなった双葉警察署川内駐在所の落成式の写真です。今回、川内小中学園の目の前に移転し、開所式も併せて行われました。

当日は、福島県警の音楽隊やチアリーダーの参加もあり、かわうち保育園の児童や関係者が素晴らしい演奏を楽しまれました。

駐在所には、昨年度から引き続き永沼俊彦巡査部長が配置となります。永沼巡査部長は、開所式で「川内小中学園の前に建てられた最高の環境の中で、児童の見守りや職務に全力で取り組んでいきます」と誓っておられました。

今年に入って、南相馬市で強盗事件が発生するなど身近な場所で犯罪が起きています。私たち村民一人一人も犯罪に対する注意が必要ですが、第一線で活躍する永沼さんをはじめとした関係署員のみなさまにも村民の治安の維持に努めていただきたいと思います。

議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、
議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

http://www.kawauchimura.jp/page/dir000045.html

川内村議会　検索

請願と陳情の方法は…

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

◆請願書の書き方

①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印

②次頁から件名、請願の趣旨（理由）、請願年月日、請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印

③最後に、議会議長○○○様と記載する

以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月ですから、締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はいりません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆様　式

請願書は次の様式で作成してください。

（表紙）

○○○○に関する請願書

紹介議員　氏　名　印

○○○○（件名）
（議題の趣旨）

何々……

……

……

……

令和　年　月　日

住所

氏　名　印

議会議長　○○○○　様